

平成二十年度

第二十八回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成二十年十二月二十四日(水)
於 都庁第二本庁舎三十一階 特別会議室二十四

次第

- 一 開 会
- 二 部会長の互選
- 三 諮問事項の審議
・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 四 閉 会

出席者

学識経験者

(社)日本港湾協会副会長

元(財)東京都公園協会西部支社長

港湾・海上公園関係者

(社)東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港湾労働組合協議会副議長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

海上公園課長

監理担当課長

企画担当課長

川嶋康宏

清水政雄

鶴岡元秀

鈴木幹夫

山脇俊介

都澤秀征

菊川滋(代理)

福本秀爾

友澤博

江津定年

中村繁雄

大野克明

飯田紀子

開 会 (午後二時三十一分)

飯田企画担当課長 それでは、ただいまから第二十八回の港湾環境整備負担金部会を開催させていただきます。委員の皆様には、審議会に引き続きお疲れのところ、大変恐縮でございますが、よろしく願います。

それでは、まず定足数について報告を申し上げます。本日九名の委員のうち代理出席の方も含めさせていただきます。九名の委員の方にご出席いただいておりますので、条例に定められております定足数に達しておりますということで、本日の本部会は有効に成立しておりますことを報告申し上げます。

なお、この部会につきましては公開とさせていただきます。次に、本日お手元に配付させていただいております資料を確認させていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから「東京都港湾審議会 港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、諮問書の写しでございます。

資料一として、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二として、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

それから資料三の「負担割合一覧表」でございます。

資料四の「平成十九年度・平成二十年度事業費等比較表」でございます。

そのほか冊子といたしまして、「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」と、座席表をお配りしております。以上の資料でございますでしょうか。

部会長の互選

飯田企画担当課長 よろしければ、続きまして部会長の選任に移らせていただきます。

部会長は、東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして、委員の皆様の互選によりまして選任いただくこととなっております。

それでは、部会長の選任につきまして、どなたかご推薦の発言をお願いしたいと存じます。

鈴木委員 はい。

飯田企画担当課長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 私から提案をさせていただきます。港湾行政に長期にわたり携わられ、豊富な経験と高い見識をお持ちで、前回は部会長として尽力をいただいた川嶋委員に、ご多忙のところまことに恐縮と存じますが、部会長にご就任いただきますようお願いいたします。私からご推薦をしたいと思います。部会委員の全員の皆様方の賛成をいただければ幸いです。

以上でございます。

飯田企画担当課長 ありがとうございます。ただいま鈴木委員からご提案がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

飯田企画担当課長 異議なしのことでございますので、川嶋委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、川嶋委員、恐れ入りますが、部会長席のほうへお願いいたします。

川嶋部会長 鈴木委員のほうから、身に余るご推挙をいただきまして、大変恐縮でございますけれども、引き続き部会の部

会長をさせていただきます。

今から三十五年ぐらい前ですが、この法律ができたわけでございますけれども、その法律ができたころ、それに携わっておりますものですから、そういう意味で部長を務めさせていただくことをお許しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る

負担対象工事の指定（案）

川嶋部会長 それでは早速 諮問事項の審議に入らせていただきます。港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について、事務局からご説明をお願いします。

江津港湾経営部長 事務局を預ります港湾経営部長の江津でございます。どうかよろしくお願いたします。それでは、着席をしてご説明させていただきます。

最初に、港湾環境整備負担金制度につきまして、既にご案内のことは存じますが、改めて制度の概要につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入されました制度でございます。臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものとございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び

同条例の施行規則を制定し、昭和五十六年度より、事業者の皆さんにご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本日ご審議をいただく平成二十年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は四千四百六十一万余円でございます。また、負担対象事業者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入ります。お手元にお配りをしてございます資料一、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をらんいただきますと思います。資料をおめくりいただきまして、三枚目でございますけれども、「負担対象工事の指定について」というところをらんいただきたいと思います。

表の最上段、からまで数字がござります。こちらにつきまして、簡単に順次ご説明をしてみたいと思います。

からの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、欄の「工事の種類」でございます。一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二系第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は、「港湾環境整備施設の維持の工事」でございます。

三は、「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

欄でございます。「工事の名称」ということでございます。一の建設または改良の工事は、芝浦南ふ頭公園及び春海橋公園の整備工事でございます。

一番目の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか八公園の維持工事でございます。なお、昨年度まで負担金対象の公園でございます

た品川南ふ頭公園につきましては、平成十九年度より、品川区に移管をいたしましたため、海上公園の供用が中止となっております。対象の公園ではなくっております。あわせて、臨港地区からも除外をされておるところでございます。

それから二は、東京港港湾区域内の水面清掃工事ということでございます。

の欄でございます。それぞれの「工事の実施された場所」を示しております。

の欄は、「工事の完了した日」、の欄は、それぞれの工事に要した平成十九年度の費用でございます。

の欄は、「負担区域」ということでございます。一の建設または改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の皆様につきましては、東京都港湾環境整備負担金条例の第二条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平米以上の方でございます。

の欄でございますが、それぞれの工事に要しました費用に対する負担の割合でございます。その内容につきましては、資料三に記載をしておりますので、これは後ほど説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。お待ちしております。

の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものになります。

以上が諮問案につきましての概略でございます。詳細につきましては、資料二のほうで順次説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料二の二ページをお開きいただきたいと思っております。負担金の負担区域を图示したものでございます。負

担区域は、東京港港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表、中段から下段のほうに凡例をお示ししておりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は五千二百九十二・一ヘクタールでございます。赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は千三十三・二ヘクタールでございます。

また、先ほどの中段の表でございますけれども、工事の種類を色分けいたしまして、それぞれの施行箇所を图示しております。

青色で標示をしております、米印をつけてございますが、これが芝浦南ふ頭公園でございます。それから、というところがございすけれども、こちらのほうは春海橋公園でございます。この二つの公園につきましては、施設の建設・改良工事を実施いたしました。

それから緑色で標示をしております、からまでの公園に、青色標示の九の春海橋公園をあわせました九公園を維持工事の対象ということでカウントしてございます。なお、米印のついております芝浦南ふ頭公園につきましては、平成二十年度に入ってから開園をしておりますので、平成十九年度は建設・改良工事のみでございます。維持工事等は発生しておりません。公園の名称及び面積は、それぞれ下段の表に記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、二ページをお開き願いたいと思っております。「平成二十年度港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきましては説明を申し上げます。建設・改良工事につきましては、A欄の事業費五千九百十三万余円に對しまして、記載の計算式によりまして、Fの欄をごらんいただきたいと思っておりますが、負担額が四百十一万余円ということになりま

す。

同様に、維持工事につきましても、事業費が九千二百六十九万余円に對しまして、負担額がF欄 千五百四十六万余円でございます。

水面清掃工事につきましては、事業費が一億三千八百四十九万余円に對しまして、負担額が二千五百一万余円となっております。いまして、事業費の合計は三億九千三百三十二万余円、これに對しまして、負担額は四千四百六十一万余円でございます。

下段の表でございます。まずA欄につきましては、それぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。また、D欄の分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、六ページをごらんいただきたいと思います。六ページから七ページにつきましては、緑地の建設・改良工事が行われました二カ所の公園の概略図でございます。

まず六ページでございますけれども、芝浦南ふ頭公園の概略図でございます。工事内容といたしましては、緑色で標示をした箇所の外周柵整備工事、植栽等の本体整備工事及び照明設備工事等でございます。

次に、七ページをごらんいただきたいと思います。春海橋公園の概略図でございます。工事内容といたしましては、赤く標示をした箇所の敷地造成、植栽及び舗装工事等を実施してございます。

次に、八ページをごらんいただきたいと思います。維持工事の対象となっております九カ所の公園及び昨年度対象であった品川南ふ頭公園の名称、管理面積、及び敷地の増減を記載した

ものがございます。

面積の増減の内容につきましては、先ほども申し上げましたように、品川南ふ頭公園が、区へ移管されたことにより対象外となったことに伴いまして、同公園の面積約六千平米が減少となり、他方、春海橋公園、これは江東区側でございますが、こちらの追加開園及び城南島海浜公園の追加開園によりまして、合わせて一万七千平米の増となっております。

この結果、昨年度に比しまして一万一千平米の増となり、管理面積の合計は二十九万四千八百六十五平米となっております。なお、春海橋公園につきましては、敷地が江東区と中央区にまたがっているということもございまして、江東区側のみがとりあえず臨港地区に含まれておりますので、負担金の対象地区である江東区側のみを記載してございます。

次に、資料三をごらんください。一枚おめくりいただきますと、「負担割合一覧表」というものが出てまいります。負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じ、種別化をし、設定させていただいております。タイプは一応三つに分かれてございまして、都民の広場型公園、一般の都民の皆さんがお使いになられて、ある程度広いものについては負担の割合が低くなっております。都民と港湾施設の利用者の皆様为一体となって、両方を使うものについてはその中間のもの、そしてふ頭内の事業場地域に立脚して、内容的に小規模な公園で、主たる利用者が臨港地区内の事業者と想定される部分につきましては、負担の割合がそれぞれ高くなっております。それから、水面清掃五分の一ということになっております。これは河川流域等から流れ込んでくる漂流物等もあるために、一応五分の一という負担割合を定めているところでございます。

次に資料四をごらんください。

この表は、参考までに、平成十九年度と平成二十年度の対象工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十年度、中段が平成十九年度、下段が増減という記載となっております。

それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが、負担対象額となります。そのうち、事業者の方々にご負担いただく額といたしましては、昨年度に比べまして約九万円減の四千四百六十一万余円となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

川嶋部会長 ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いしたいと思いますが、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思っております。

福本委員 一つだけ。

川嶋部会長 はい、どうぞ。

福本委員 資料五ページの水面清掃工事に係る決算額調書がございまして、清掃作業委託料というのと、それから修繕費と計上されていますよね。修繕費ということは、要するにこの船は港湾管理者の船をだれか上乗りされて、作業をごくに委託しているということですか。

江津港湾経営部長 さようでございます。一応、この作業を、従前の東京港埠頭公社というところに業務委託をいたしまして、船は私も港湾局のものでございます。廃油回収船以下、六隻ぐらいの清掃船を局で保有いたしまして、それを貸し付けて、作業の委託の実施をするということでございます。

福本委員 そうですか。それで、あまり個別な話で恐縮なんですけど、この臨港地区の分布の地図の、品川ふ頭橋がございまして、品川ふ頭に天王洲アイルから渡る橋のたもとに、東京電力さんの火力発電所の排水口が出てくるところがあります。

そこにもすこくごみがたまっているんです。

江津港湾経営部長 さようでございますか。わかりました。

福本委員 もつすつとたまっているんです。だから清掃が足りないなら、もっときちつと清掃していただいて、取るべきものは取る、払うべきものは払うということだと思つんです。ということで、個別の話で恐縮ですが。

江津港湾経営部長 ご指摘がありました点につきましては、会社のほうに連絡をして、適切な対応をしていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

川嶋部会長 都民の皆さんからも通報があつて、そこに船を派遣されたりしているはずなんですけれども、見落としがあるようですから、しっかりとよろしく願います。

ほかにご質問ありませんか。

「異議なし」の声あり

川嶋部会長 ありがとうございます。異議なしのお言葉でございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案とおりの旨、決議をいたしたいと思います。よろしくご質問いたしますか。

「異議なし」の声あり

川嶋部会長 ありがとうございます。それでは、原案を適当とする旨、答申することといたします。部会長の私のほうから答申書を、江津港湾経営部長さんにお渡しいたしますので、準備の都合上お待ちいただきたいと思っております。

(答申書手交)

江津港湾経営部長 どうもありがとうございます。

川嶋部会長 以上をもちまして、審議事項はすべて終わりましたので、審議を終わりたいと思っております。ご発言はいいんですね。

なお、東京都港湾審議会条例第八條第四項に基づきまして、本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会にお

いて、私のほうから審議会にご報告をさせていただきます。これは例年同じ形で報告をさせていただいておりますので、どうぞ了承いただきたいと思います。ありがとうございます。それでは、閉会に当たりまして、事務局からごあいさつをというところでございますので、よろしく願います。

江津港湾経営部長 本日は大変にお忙しい中を、港湾審議会に引き続きまして、本負担金部会にご出席いただきまして、ご審議を賜りました。どうもありがとうございます。

ただいま、諮問案につきまして原案を相当とする旨の答申を部会長から頂戴いたしました。今後、東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

川嶋部会長 どうもありがとうございました。それでは、これにて部会を閉会させていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

閉 会 (午後一時五十五分)

了